

報酬に関する誓約書

下記の事項を誓約します。

記

【誓約事項】

- ・技能実習生に対する報酬は、月給制（「1カ月単位で算定される額」（基本給、毎月固定的に支払われる手当及び残業代の合計）で報酬が支給される方式）で支払います。
- ・会社都合や天候を理由とした現場作業の中止等による休業については、欠勤扱いとして賃金を支払わないこととせず、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、労働基準法に基づき、平均賃金の60%以上を支払います。
- ・また、本人の意思を確認せず年次有給休暇の扱いとはいたしません。

年 月 日 作成

申請者の名称

作成責任者 役職・氏名